

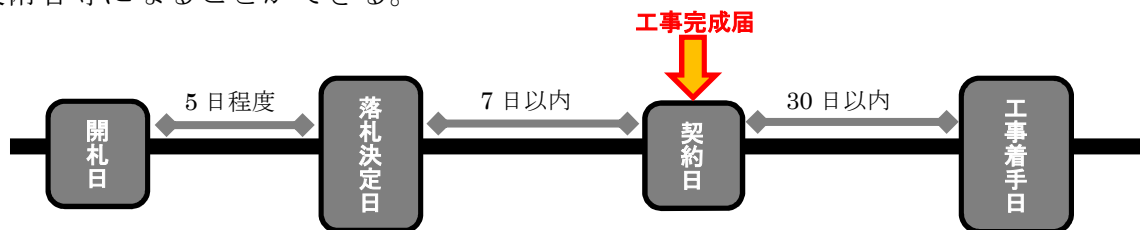
# 配置予定技術者の専任要件の取扱いについて

令和元年11月15日  
宮崎県県土整備部管理課

監理技術者等の効率的な配置を可能とするため、入札契約に係る配置予定技術者の専任要件の確認について、令和元年12月から以下のとおり取り扱うこととします。

## 1 原則的な取扱い

本工事の配置予定技術者が、手持工事の監理技術者等となっている場合、手持工事の完成届を契約日までに提出し、工事着手日までに引渡が完了すれば、本工事の監理技術者等になることができる。



### 【従来の取扱い】

本工事の配置予定技術者が、手持工事の監理技術者等となっている場合、当該工事の完成届を開札日の前日までに提出していなければ、本工事の監理技術者等になることはできない。

## 2 例外的な取扱い（従前どおり）

### （1）「余裕期間」設定工事の取扱い

本工事の配置予定技術者が、手持工事の監理技術者等となっている場合、手持工事の完成検査及び引渡しが、本工事の実工期の始期の前日までに終了すれば、本工事の監理技術者等になることができる。

### （2）議会の議決を要する工事（予定価格5億円以上の工事）の取扱い

本工事の配置予定技術者が、手持工事の監理技術者等となっている場合、手持工事の契約工期が、本工事の契約工期と重複しなければ、本工事の監理技術者等になることができる。

なお、本工事の本契約日（議決日）は、入札公告時には未定であるため、手持工事の工期の期限を、個別の入札公告等で示すこととする。

## 3 留意事項

落札決定日後に要件を満たさないこととなったときは、原則として、落札決定の取消や契約解除等を行う。

## 4 適用

- 1については、令和元年12月2日以降に開札を行う工事に適用する。
- 2については、従前のとおり。

原則的な取扱いの場合

本工事	手持工事	取扱	審査方法	
配置 予定 技術者	専任 要	専任技術者	①事後審査時：(様式5)工事完成予定日を確認 ②契約時：手持工事の完成届（受付印付）を確認	
		専任を要しない 技術者		
		現場代理人	(様式5)「その他」の欄に現場着手の日までに本工事に従事できる旨を誓約 ①事後審査時：「その他」の欄の誓約を確認 例) 手持ち工事の現場代理人を交代する 等	
	専任 不要	専任技術者	契約日までに完成届	①事後審査時：(様式5)工事完成予定日を確認 ②契約時：手持工事の完成届（受付印付）を確認
		専任を要しない 技術者	(審査不要)	
		現場代理人	(様式5)「その他」の欄に現場着手の日までに本工事に従事できる旨を誓約	①事後審査時：「その他」の欄の誓約を確認 例) 手持ち工事の現場代理人を交代する 等



※落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない（宮崎県財務規則第131条）

※受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約約款に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。（土木工事共通仕様書1-1-8）